「専門的知識等を有する有期契約労働者等に関する特別措置法」が施行されました

「専門的知識等を有する有期契約労働者等に関する特別措置法」が、平成27年４月１日より施行されました。(公布：平成26年11月28日)

この法律は(1)高度な専門的知識などを持つ有期雇用労働者、(2)定年後引き続き雇用される有期雇用労働者が、その能力を有効に発揮できるよう、事業主が雇用管理に関する特別の措置を行う場合に、労働契約法第18条の「無期転換ルール」に特例を設けるものです。

なお、通算契約期間の算定は、平成24年労働契約法改正法の施行日である平成25年４月１日以後に開始する有期労働契約が対象です(平成24年労働契約法改正法附則第２項)ので、特例の適用対象も、それ以後に開始する有期労働契約に限られます。

無期転換ルールとは
同一の使用者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算５年を超えた場合は、労働者の申し込みにより、無期労働契約に転換できる。（労働契約法第18条）

１．特例の対象となる労働者

⑴　５年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務に従事する、高収入、かつ高度な専門的知識･技術･経験を持つ有期雇用労働者。(高度専門職)

⑵　定年後に、同一の事業主または「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」における「特殊関係事業主」に引き続き雇用される有期雇用労働者。(継続雇用の高齢者)

２．「特例適用の手続き」

有期雇用特別措置法による無期転換ルールの特例の適用を受けるためには、事業主が、雇用管理措置の計画を作成した上で、都道府県労働局長の認定を受けることが必要です。

次の通り、無期転換申込権が発生しない

(1) 高度専門職：一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限10年）

(2) 継続雇用の高齢者：定年後に引き続き雇用されている期間

（備考）専門的知識等を有する有期雇用労働者に関する特別措置法に関する情報は、厚生労働省ホームページ「雇用･労働＞労働基準＞労働契約＞改正労働契約法」に掲載しています。
（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html）

詳細は下記までお問い合わせ下さい。
奈良労働局　雇用環境･均等室　有期特措法係　０７４２－３２－０２１０

厚生労働省　奈良労働局

１．特例の対象となる労働者

（1）高度専門職の特例（第一種特定有期雇用労働者）

① 高度専門職の年収要件と範囲

高度専門職の年収要件と範囲については、次のとおりです。

● 年収要件

事業主との間で締結された有期労働契約の契約期間に、その事業主から支払われると見込まれる賃金の額を、１年間当たりの賃金の額に換算した額が、1,075万円以上（※）であることが必要です。

（※）「支払われると見込まれる賃金の額」とは、契約期間中に支払われることが確実に見込まれる賃金の額をいいます。
具体的には、個別の労働契約または就業規則等において、名称の如何にかかわらず、あらかじめ具体的な額をもって支払われることが約束され、支払われることが確実に見込まれる賃金は全て含まれる一方で、所定外労働に対する手当や労働者の勤務成績等に応じて支払われる賞与、業務給等その支給額があらかじめ確定されていないものは含まれないものと解されます。
ただし、賞与や業績給でもいわゆる最低保障額が定められ、その最低保障額については支払われることが確実に見込まれる場合には、その最低保障額は含まれるものと解されます。

● 高度専門職の範囲

次のいずれかにあてはまる方が該当します。

① 博士の学位を有する者
② 公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、税理士、薬剤師、社会保険労務士、不動産鑑定士、技術士または弁理士
③ ITストラテジスト、システムアナリスト、アクチュアリーの資格試験に合格している者
④ 特許発明の発明者、登録意匠の創作者、登録品種の育成者
⑤ 大学卒で５年、短大・高専卒で６年、高卒で７年以上の実務経験を有する農林水産業・鉱工業・機械・電気・建築・土木の技術者、システムエンジニアまたはデザイナー
⑥ システムエンジニアとしての実務経験５年以上を有するシステムコンサルタント
⑦ 国等（※）によって知識等が優れたものであると認定され、上記①から⑥までに掲げる者に準ずるものとして厚生労働省労働基準局長が認める者
（※）国、地方公共団体、一般社団法人または一般財団法人その他これらに準ずるものをいいます。

〇参考：「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等」については、別途労働契約法の特例があります。（平成26年４月１日施行）

② 特例の内容

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算５年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

- 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- 高収入で、かつ高度の専門的知識等を有し、
- その高度の専門的知識等を必要とし、５年を超える一定の期間内に完了する業務（特定有期業務。以下「プロジェクト」といいます。）（※）に従事する

有期雇用労働者（高度専門職）については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。ただし、無期転換申込権が発生しない期間の上限は、10年です。

（※）毎年度行われる業務など、恒常的に継続する業務は含まれません。

例えば、７年のプロジェクトの開始当初から完了まで従事する高度専門職については、その７年間は無期転換申込権が発生しません。

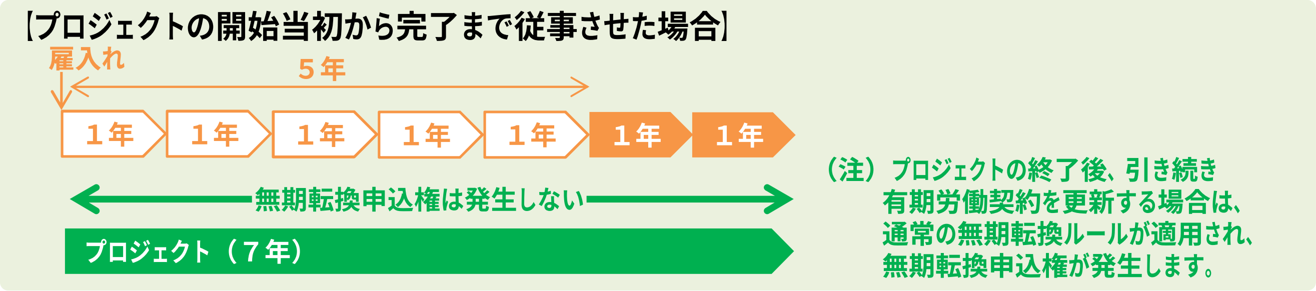

(２) 継続雇用の高齢者の特例(第二種特定有期雇用労働者)

① 継続雇用の高齢者の範囲

定年(60歳以上)後に同一の事業主またはこの事業主と一体となって高齢者の雇用の機会を確保する事業主(特殊関係事業主)(※)に引き続いて雇用されている高齢者

（※）高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主とは、いわゆるグループ会社です。具体的には、[1]元の事業主の子法人等、[2]元の事業主の親法人等、[3]元の事業主の親法人等の子法人等、[4]元の事業主の関連法人等、[5]元の事業主の親法人等の関連法人等　を指します。

② 特例の内容

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算５年を超えて反復更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、

- 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- 定年に達した後、引き続いて雇用される

有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

（注１）　定年を既に迎えている方を雇用する事業主が認定を受けた場合、そうした方も特例の対象となります。ただし、労働者が既に無期転換申込権を行使している場合を除きます。

（注２）　定年後に同一の事業主に継続雇用され、その後引き続いて特殊関係事業主に雇用される場合は、特例の対象となります。（通算契約期間のカウントについては、同一の使用者ごとになされるため、その特殊関係事業主に雇用された時点から新たに行われます。）

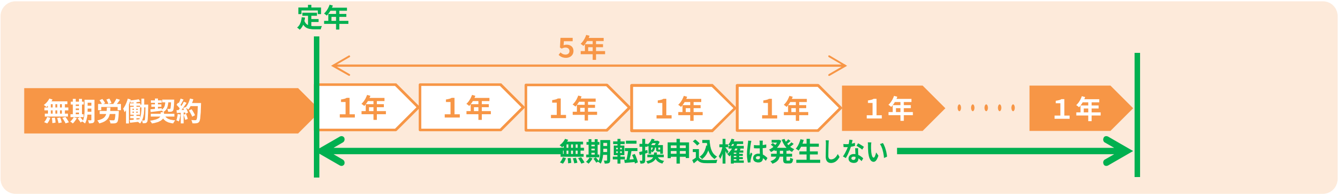

２．特別措置法の特例適用の手続き

① 無期転換ルールの特例の適用を希望する事業主は、特例の対象労働者に関して、能力が有効に発揮されるような雇用管理に関する措置についての計画を作成します。

(注)雇用管理に関する措置は、「事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針(厚生労働省告示第69号)」にそって作成する必要があります。(下記のホームページを参照下さい)

② 事業主は、作成した計画を、本社・本店を管轄する都道府県労働局に提出します。

(注)本社・本店を管轄する労働基準監督署経由で提出することもできます。

③ 都道府県労働局は、事業主から申請された計画が適切であれば、認定を行います。

④ 認定を受けた事業主に雇用される特例の対象労働者(高度専門職と継続雇用の高齢者)について、無期転換ルールに関する特例が適用されます。

(注)有期労働契約の締結・更新の際に、無期転換ルールに関する特例が適用されていることを対象労働者に明示する必要があります。

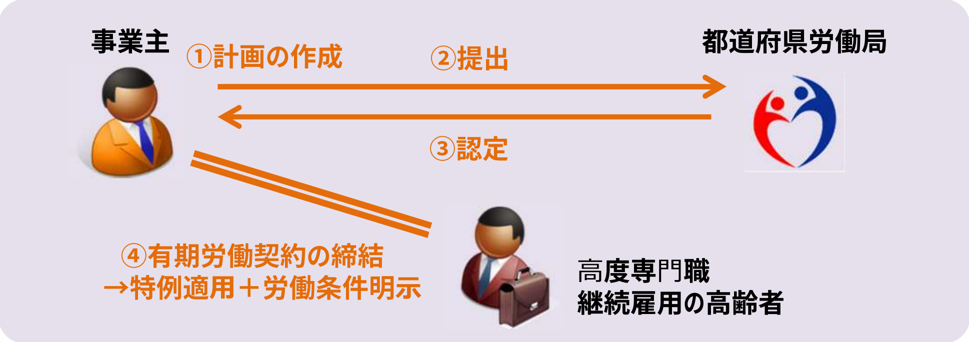

★雇用管理に関する措置に関する指針、認定に必要な書式については下記を参照ください
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html

３．特例に関するその他の基本的ルール

● 認定が取り消された場合の取扱い

特例は、認定された計画に関係する事業主及び労働者について適用されますので、認定が取り消されれば、特例は適用されなくなります。この場合、通常の無期転換ルールが適用され、当初の労働契約からの通算契約期間が５年を超えていれば、それまで特例の対象となっていた労働者であっても原則どおり、無期転換申込権が発生することになります。

★厚生労働省ホームページも併せてご参照ください。

- パンフレット、条文、施行通達など
  http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/
- モデル労働条件通知書　様式
  http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/
- 都道府県労働局・労働基準監督署 所在地一覧
  http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/